

しょうがっこうしせつ しょうがっこうしせつ かつよう じどう けんぜんいくせいも でるじぎょう  
～小学校施設を活用した児童の健全育成モデル事業～

わくわくプラザ ぶらざ りょう 利用のしおり

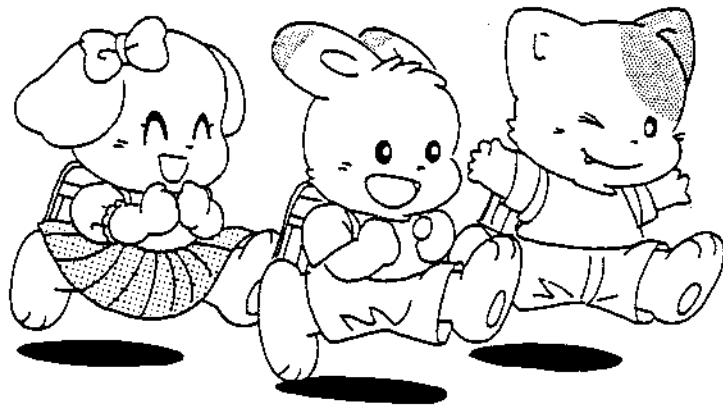
ほごしや かた  
(保護者の方へ)

# わくわく

こころ ゆめ こゝろ  
心が… 夢が… 胸が…

たの たいげん  
楽しい体験にわくわく!

ぶ ら ざ  
プラザ = PLAZA: ひろば 広場



かわさきししみんきょくちいきせいかつぶせいしょうねんいくせいか  
川崎市市民局地域生活部青少年育成課

かわさきししみんきょくちいきせいかつぶせいしょうねんきかくたんとう  
川崎市市民局地域生活部青少年企画担当

## 保護者の方へ

わくわくプラザ事業は、学校の授業が終了した後、そのまま学校施設を利用できる事業です。

この「しおり」に書かれていることは、お子さんも理解している必要がありますので、保護者の方がお読みになられた上で、お子さんへ十分に説明していただくようお願いいたします。

近年、誘拐・交通事故など予期せぬ出来事が、身近に起きやすい状況にあると考えられます。お子さんが、健康で安全に豊かな放課後などを過ごせるよう、お子さんとの十分なコミュニケーションを図られますことをお願いします。

### 1 趣旨

少子化、遊び場の減少などによって、児童が地域社会の中で群れて遊ぶ姿は見えにくくなっていますが、児童の成長にとって遊びや人との交わりが果たす役割は大きく、必要性が高まっています。

児童が通い慣れている学校施設を活用することによって、利便性による時間の確保と空間の確保、異年齢間の交流の促進による仲間づくりが可能になります。

そこで、保護者などが就労などによって昼間家庭にいない児童も含め、当該校の全ての児童が心から遊びなどを楽しみ、分け隔てなく交流し、仲間づくりや互いに理解しあえる関係を築くとともに、地域の人々との関わりを求め、児童も大人も共に生き共に育ち合う場を創造するために、モデルとしての“わくわくプラザ事業”を実施しています。

### 2 対象

モデル校の小学1年生から6年生までです。

事前に申し込み、登録が必要です。



### 3 開設日

日曜日、祝日、年末年始を除く月曜日から土曜日までです。

#### 4 開設時間

放課後から午後6時までです。

ただし、学校休業日は午前8時30分から午後6時までです。



#### 5 活動内容

学校教育に支障のない範囲で、学校施設を有効に活用して活動します。

集まった友だちと、校庭や体育館で遊んだり、プラザ室で工作や読書、宿題をしたりするなど、自由に利用することができます。

また、仲間づくりを図るために、様々な行事などを児童や地域のボランティアの参画を得ながら企画運営しています。

行事の例としては、伝承遊び・工作・創作・読み聞かせ・ミニホッケー・一輪車・卓球・ドッジボール・節句・節分・七夕などがあげられます。

#### 6 費用

無料です。ただし、行事などの参加費・おやつ・スポーツ安全保険の実費負担をしていただきます。

#### 7 利用方法

◆申し込みをした児童が、わくわくプラザを、いつ、何時まで利用するかは自由です。

◆申し込みをした児童には、参加カードを渡しますので、利用するときは、スタッフにあいさつをしてから参加カードを提出してください。

帰るときには、参加カードを受け取って、あいさつをして帰りましょう。

◆参加カードには、保護者からの連絡やプラザ室からの連絡を記入できる欄がありますので、希望する帰宅時間や連絡事項などを、保護者が記入してください。

◆暗くなってからの一人帰りは危険が伴いますので、児童の安全を確保するために、特に低学年は保護者のお迎えをお願いします。

◆定期的な利用予定がある方は、事前に利用予定日をプラザ室へお知らせください。

お知らせいただいた利用予定日に、都合によって利用されない場合には、事前にプラザ室に連絡していただくようお願いいたします。

## 8 帰宅時間の目安

開設時間の午後6時まで利用できますが、日没時間や生活習慣、児童の体力面などを考え、低学年については午後4時に、高学年については午後5時を目安に、帰宅するよう声掛けを行っています。

## 9 持ち物

わくわくプラザを利用するときは、参加カードの他に、上履きを持参してください。体育館などで遊んだりするときに必要となります。

## 10 参加児童の把握

◆モデル小学校へは、わくわくプラザに申し込みをした児童の名簿を渡し、連携を図ります。

◆出席するときと帰宅するときは、必ずスタッフリーダーかサポーターへのあいさつと参加カードの受け渡しを忘れないようにしてください。

◆一度帰宅してから参加することは、原則的にできません。特別な事情があるときは、スタッフリーダーに相談してください。

◆御自分のお子さんがどこで何をしているのかを把握しておくことは、第一義的には保護者の責務であると捉えていますので、その日に利用するかしないか、何時に帰宅するかは、親子の約束ごととして毎日確認をし、保護者が参加カードに記入してください。



## 11 昼食・おやつについて

◆土曜日及び給食のない授業日の放課後や、長期休業日に利用する時は、お弁当を持参すれば  
プラザ室で昼食をとることができます。

◆お弁当を持たせる時は、食中毒などに気をつけた内容とするようにしてください。特に梅雨の  
時期や夏季には細心の注意をお願いします。

◆おやつについては、午後4時過ぎまで利用し、希望があってあらかじめ申し込みをした児童に、  
用意をします。

一回100円程度の実費負担で、原則として前月の25日までにお申し込みください。

◆欠席に伴うおやつ代の返金は、原則としてできませんので御了承ください。

## 12 お金について

児童が学校へお金を持って行くことは、学校教育への影響も考えられますので、行事の  
参加費やおやつ代は、保護者がプラザ室に持参してください。

## 13 保険について

わくわくプラザを安心して利用していただくため、平成14年度から、より負担額が少なく、  
保険内容が充実したスポーツ安全保険への加入をご案内します。

スポーツ安全保険については任意ですが、わくわくプラザを利用する時点から、日本体育・  
学校保健センターによる災害共済給付は適用されませんので、万が一に備えてできるだけ加入して  
ください。

### スポーツ安全保険について

#### (1) 被保険者（対象者）

「わくわくプラザ」の利用申込手続きをした児童で、スポーツ安全保険に申し込み及び  
保険金を払い込んだ児童です。

(2) 保険期間

保険料を振込んだ日の翌日の午前0時から平成15年3月31日までです。

平成14年4月1日以前の申し込みについては、平成14年4月1日から有効になります。

(3) 傷害保険について

被保険者が、「わくわくプラザ」での活動中および自宅との通常経路における往復中に急激で偶然な外来の事故（交通事故，危険物落下等）によって，被った傷害，傷害に起因する後遺障害及び死亡した場合が対象になります。

<支払われる保険金>

傷	①死亡	2,000万円（事故の日から180日以内）
害	②後遺障害	最高3,000万円（事故の日から180日以内）
保	③入院	一日につき4,000円（事故の日から180日を限度）
険	④手術保険金	手術の種類に応じて4万円，8万円，16万円のいずれか
	⑤通院一日につき	1,500円（事故の日から180日以内で90日を限度）

\* 入院・通院保険金の支払いは，治療日数（入院日数および実通院日数）が4日以上<sup>に</sup>の傷害に限られます。

<保険金が支払われない場合>（主な例）

- ①被保険者および保険金受取人の故意や被保険者の自殺行為または犯罪行為
- ②脳疾患，疾病（心臓疾患を含む），心神喪失
- ③地震，噴火，津波，戦争，環境汚染，暴動
- ④「わくわくプラザ」の活動以外の事故
- ⑤頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で自覚症状のないもの
- ⑥入・通院が4日未満の場合

(4) 賠償責任保険について

被保険者が、「わくわくプラザ」での活動中及び自宅との通常経路における往復中に、他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりしたことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合が対象になります。

<支払われる保険金>

賠償責任保険 (補償限度額)	身体賠償 ひとりにつき1億円、1事故につき5億円を限度 [免責(自己負担)1,000円]
	財物賠償 1事故につき500万円を限度 [免責(自己負担)1,000円]

<保険金が支払われない場合> (主な例)

- ① 被保険者の故意、心神喪失
- ② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打
- ③ 地震、噴火等の天災、戦争、暴動など
- ④ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑤ 自動車でわくわくプラザへ行く途中、自動車事故を起こして賠償責任を負った場合

(5) 共済見舞金について

被保険者が団体の活動中および往復中に突然死(急性心不全、脳内出血等によって死亡)された場合が対象になります。

<支払われる見舞金>

共済見舞金	突然死(急性心不全、脳内出血等)	140万円
-------	------------------	-------

(6) 保険料

年額450円(途中加入も同額です)



## (7) 加入方法

保険への加入は、平成14年3月に受付日を設定しますので、なるべく受付日に加入してください。

\*受付日以降も随時受付ます。なお、その場合保険料の支払い手続きは、保護者にしていただくことになります。また、保険料とは別に振込み手数料として70円が必要になります。

万一、通院、入院をとまなう事故にあわれた場合は、事故発生から1週間以内にプラザ室まで連絡をお願いします。

また、賠償責任を負うおそれのある事故を起こされた場合や突然死された場合には、ただちにプラザ室まで連絡をお願いします。

必要な手続きについて御案内いたします。

## 14 スタッフ（職員）について

わくわくプラザの運営は、区運営指導担当主幹の統括の下に、スタッフリーダーとチーフサポーター、サポーターがあたります。

御利用されるわくわくプラザのスタッフの名前については、「たより」などでお知らせします。

## 15 夜間の緊急事態発生時の連絡先

開設時間以降の緊急連絡は、次のとおり対応します。

わくわくプラザに参加したお子さんが、通常帰宅する時間を過ぎても帰宅せず、お子さんの身に何か異変が起きたと判断される場合には、プラザ室の留守番電話に伝言をお願いします。

お子さんのお名前、学年、組と連絡先及び緊急内容をお話してください。

留守番電話に記録された伝言内容は、職員に転送されますので、折り返し連絡します。



## 16 問い合わせ先

わくわくプラザは、市民局が教育委員会と連携を図りながら、学校教育とは別の事業として運営しています。

したがって、わくわくプラザに関する問い合わせなどは、すべてわくわくプラザ室か、該当する区運営指導担当へお願いします。

なお、区運営指導担当の勤務は、月曜日から金曜日まで、午前9時30分から午後6時までとなっております。

川中島小学校わくわくプラザ → 電話 287-6477  
川崎区運営指導担当 → 電話 222-9366

御幸小学校わくわくプラザ → 電話 555-1229  
幸区運営指導担当 → 電話 541-8006

木月小学校わくわくプラザ → 電話 422-2657  
中原区運営指導担当 → 電話 722-8299

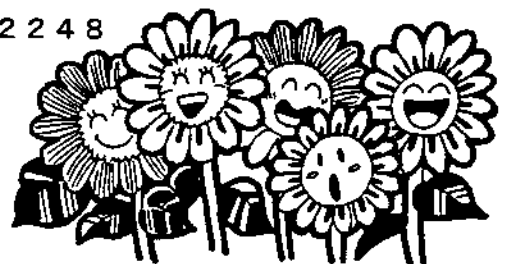
新作小学校わくわくプラザ → 電話 857-4120  
高津区運営指導担当 → 電話 813-0760

犬蔵小学校わくわくプラザ → 電話 975-3879  
宮前区運営指導担当 → 電話 865-8654

長尾小学校わくわくプラザ → 電話 877-3607  
多摩区運営指導担当 → 電話 932-8300

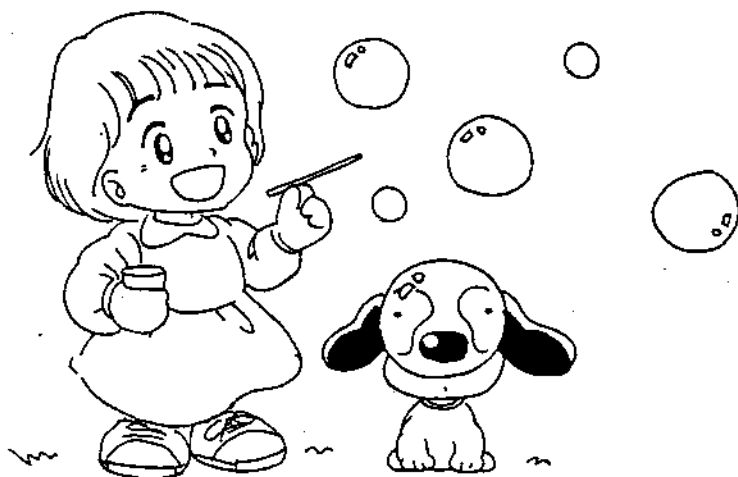
栗木台小学校わくわくプラザ → 電話 986-7092  
麻生区運営指導担当 → 電話 955-2453

市民局青少年企画担当 → 電話 200-2248



いちにち なが  
一日の流れ（学校の授業が終わったら）

- ・ まっすぐララザ室へ行きます。
- ・ ララザ室へ着いたら、あいさつをしましょう。
- ・ 参加カードを提出します。
- ・ カバンなどの荷物を置きます。
- ・ 指定された場所や施設で読書をしたり、友だちと遊んだりして過ごします。
- ・ 帰宅する時は、スタッフリーダーやサポーターにあいさつをして、参加カードを受け取ってから帰ります。
- ・ 自宅までは寄り道せずまっすぐ帰りましょう。



「わくわくプラザ」の活動を支援して下さる

ちいき ぼらんていあ ぼしゅう  
地域ボランティアを募集しています。

- ◆ 子どもたちの遊びなどの相手になってくれる方
- ◆ あなたの趣味や特技を子どもたちに教えてくれる方

※地域の子どもを地域で共に育てるために

あなたも企画運営に参加してみませんか！

平成14年3月作成